



## 第4回 学校運営協議会

日時：令和8年2月17日（火）

13：30～15：30

場所：麓玉小学校 会議室

学校教育目標「自ら考え みがき合う子」

学校経営目標「なりたい自分・よりよい学校地域を思い描き、  
主体的に考える力を育てる学びの深化」

- 1 始めの言葉（教頭）
- 2 日程説明（教頭）
- 3 授業参観 ～14:00 自由参観
- 4 会長挨拶（太田会長） 14:00
- 5 校長挨拶（校長）
- 6 第3回会議録の確認（会長）
- 7 協議
  - (1) 議長の選出（会長）
  - (2) 熟議 議長： 委員
    - ①自己評価の分析の報告（教務） 14:10
    - ②令和8年度グランドデザイン・教育課程の説明と改善案の検討 14:25
      - 1) 令和8年度グランドデザイン・教育課程の説明

2) 改善案の検討

③令和8年度「亀玉小学校いじめ防止基本方針」の説明と改善案の検討 14:55

1) 令和7年度「亀玉小学校いじめ防止基本方針」の説明（生徒指導主任）

2) 改善案の検討

④令和7年度学校運営協議会の自己評価と令和8年度の改善案の検討 15:05

1) 令和7年度学校運営協議会の自己評価

2) 改善案の検討

8 報告 15:20

- (1) 夢育やらまいか事業について
- (2) 今年度で退任される委員について

9 連絡事項 15:25

- (1) 令和8年度の学校運営協議会について

- (2) その他

## 令和7年度 亀玉小学校 学校運営協議会委員

### 1 委員等

No.	氏名	役職	所属	任期
1	太田富次郎	委員	宮口まちおこしの会会長	R5. 4. 1～R8. 3. 31
2	渡邊 剛一	委員	亀玉地区みらいづくり協議会幹事	R5. 4. 1～R8. 3. 31
3	伊藤 順子	委員	元主任児童委員	R5. 4. 1～R8. 3. 31
4	平野 和江	委員	読み聞かせボランティア	R5. 4. 1～R8. 3. 31
5	森田 智佳	委員	主任児童委員	R5. 4. 1～R8. 3. 31
6	北野谷富子	委員	P T A会長・地元有識者	R7. 4. 1～R8. 3. 31
7	中根 万理	委員	P T A副会長	R7. 4. 1～R8. 3. 31

※第2回以降、議長は2番から輪番

### 2 学校支援コーディネーター

No.	氏名
1	町田 和代

### 3 オブザーバー

No.	氏名	所属等
1	椛 通安	亀玉協働センター職員
2	鈴木 一誠	自治会連合会会長
3	伊藤 誠一	元学校評議員
4	郁山明日香	P T A会計

#### 4 事務局

No.	氏名	役職	連絡先
1	河内 浩	校長	電話：589-8313 FAX：589-8314
2	吉川 利行	教頭	
3	阿部 泰幸	教務 CS担当	
4	村瀬美恵子	CSディレクター	

令和7年度 第3回 亀玉小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年10月25日（土） 13時30分から15時30分まで
- 2 開催場所 亀玉小学校 会議室
- 3 出席委員 太田富次郎、渡邊剛一、伊藤順子、平野和江、森田智佳、北野谷富子、中根万理
- 4 欠席委員 なし
- 5 オブザーバー 椛 通安（亀玉協働センター職員）出席
- 6 学校支援コーディネーター 町田和代
- 7 学 校 河内浩（校長）、吉川利行（教頭）、阿部泰幸（教務・CS担当）、村瀬美恵子（CSディレクター）、今井忍、高津陽子、森島大画、本間由美子、高林圭吾、星野亮、伊藤紅璃、中村耕介、鈴木やよい、佐藤嘉彦、前原侑希、小野弘太郎、鈴木果穂、橋本麻衣、松原岳司、西尾美緒、中村寿美英、
- 8 傍聴者 なし
- 9 会議録作成者 CSディレクター村瀬美恵子
- 10 議長の選出 議長は、前回に平野委員にお願いしてあったので確認をした。全員、異議なくこれを承認した。
- 11 協議事項
  - (1) 第1回学校評価の分析についての報告
  - (2) チェンジステージの取組についての報告（各実践部長）と報告に関する御意見
  - (3) 令和8年度の教育課程に向けて

12 会議記録

(1) はじめの言葉と日程の説明 挨拶

委員の皆さんには、午前中、参観会・授業公開で授業等の様子を御覧いただいた。

吉川教頭から委員総数7名全員の出席があり本会は成立している旨の報告があった。

太田会長から、参観できて子供たちの成長にうれしく思った。祭りの体験が絆を深め楽しい思い出となったと思う。図工（のこぎりの扱い方）の授業にボランティアの協力ができた。子供の生活や子育て、家庭等みんなで話し合っ進めたいとの挨拶があった。

続いて、河内校長から、本日の講話で、スマホとタブレットの対応、SNSトラブルの低年齢化、等を見直す機会を確認した。2学期は子供の主体性の発揮に向けて、特技発表会、委員会活動、スポーツジム、等の子供自身の企画と運営推進の学校生活を進める。

キーワードは主体性があり、賑やかで活気づく学校を目指している。本日は教育課程の振り返りをお願いしたい、等についての話があった。

次に、太田会長が前回会議録を読み上げた。

(2) 熟議

①第1回学校評価についての報告

阿部教務より、前期学校評価の結果と全国学習状況調査（6年生）の結果と分析、今後の方向性について説明があった。

○児童の学校生活の満足度は高く良好と捉える。学校に行くのが楽しい児童が増えた。心配される項目としては、体の健康や安全を考える生活・基本的学習のルールが身に付く・「こうなりたい」との思いをもつ、があがっている。

○保護者は肯定的な回答が多い。御家庭で温かく認めて下さっている成果だと考える。しかし、主体性や粘り強さ、進んで取り組む姿に家庭は不十分と感じている。

○やさしい子：子供は頑張っているが、親はまだ頑張れると受け止めている。

かしこい子：学習のルール、見通した学び合い等子供は頑張っているが、親と教職員は不十分と感じている。

たくましい子：最後まで取り組む、健康で安全な生活を考えるは、子供は頑張っていると感じているようだが、親と教職員はまだ頑張れるのではないかと受け止めている。

#### ○全国学習状況調査（6年生）の結果と分析

自分や友達の良いところを見付けたり、困っている友達に進んで声を掛けたりする優しい姿は学校でもよく見られる。しかし、学校のため地域のために、自ら進んで工夫しながら関わろうとする意欲については、物足りなさを感じる結果となっている。

2学期からは、子供たちが主体的に活動・学習を進める姿を目指して取り組む。

委員会活動：子供が企画するイベントを随時開催、縦割り遊びの充実。

デジタル学習基盤の活用と自由進度学習の試行、自ら学ぶ授業構成の推進を学校全体で推進する。

### ②チェンジステージの取組についての報告（各実践部長）と報告に関する御意見

#### ○やさしい子部（前原実践部長）

目標：ありがとうを伝えよう週間と時と場に合った挨拶、温かな言葉遣いをする。  
学習カード振り返り・挨拶盛り上げようイベント（ニコニコ委員・わくわく委員）  
温かい言葉掛けをしよう週間（特技発表会・学活や道徳の時間・えんタイム活用）を実践をする。

#### ○かしこい子部（高林実践部長）

目標：発表の仕方・見通しと一人学び・タブレットの活用と教室内の掲示を工夫する。

ミライシードやICT活用して話し合う・校内廊下の掲示で学年間の交流する。

自学コンクールを学級で実施し称揚・朝のドリルタイムの継続

#### ○たくましい子部（佐藤実践部長）

目標：保健指導（保健委員会）・防災指導（防災訓練）・防犯指導（共通理解）に重点を置き、健康な身体の育成に努める。

保健：ノーメディアデー毎月1日、食育「残食を減らそう」を放送委員会と給食委員会で進める。養護教諭のミニ講座をする。

体力向上：アラタマジム・持久走記録会を実践する。

安全な生活；計画的な防災・防犯・交通安全の指導に努める。

### ③令和8年度の教育課程に向けて

吉川教頭から次のような説明があった。3つの部に教職員と委員が入り話し合う・SWOTを活用して環境分析を行い、本校の強みと弱みを洗い出す・強みをどのように更に伸ばすか、弱みをどう解決するかを話し合い、来年度の教育課程にいかしていく。

#### ○グループ協議

「やさしい子部」「かしこい子部」「たくましい子部」の3つのグループの話し合いに、教職員と委員の方が入り意見交換を行った。以下の意見が出された。

#### ◇「やさしい子部」グループ（司会：前原 記録・報告：今井）

原伊藤・橋本・西尾・太田会長・平野委員・中根委員

・祭りの経験が豊かな校外学習や校外での挨拶につながる。

・やさしい気持ちをもち、あいさつは学校内ではできる子が多い。

具体的な目標を作り、失敗をおそれないで真剣に取り組む子を目指す。

#### ◇「かしこい子部」グループ（司会：高林 記録・報告：耕介）

- 本間・やよい・松原・渡邊委員・森田委員、椀オブザーバー
- ・素直な子、黙想、あいさつ、聞く態度が育っている。背景として内部環境、ルールの習慣化が整っている。
  - ・授業で見通しをもてると発表できるようになり効果が出る。敷かれたレールが無くとも取り組めるような子供に育っていくと考える。
  - ・協働センターは生涯学習を基盤とした企画、運営をしている。  
「水曜夕方は協働センターで自習した後に遊ぼう」(居場所づくり)をしている。  
学校のノーメディアデーとセンターの企画を重ねたらどうかと考える。  
(椀オブザーバー)

◇「たくましい子部」グループ(司会：佐藤 記録・報告：小野)

- 高津・森島・星野・果穂・寿美英・伊藤委員・北野谷委員
- ・本校は地域とのつながりが強く、地域〈ボランティア〉が学校に入り、見守り、給食、プール、読み聞かせ・校外学習などの協力があり学校としては有り難い。反面、ボランティアの方の名前を知らない子供たちの実態がある。名前を知り感謝の気持ちを知らせる方法を工夫したい。豊かな人間関係の育ちにつながる。
  - ・遊ぶ場所が少ない現状がある。放課後の過ごし方、友達の家でのトラブル有り。
  - ・登下校時の見守りと家の近くでの迎えを行ってほしい。SNS問題は4年生が勝負
- 協議後、委員より以下の御意見をいただいた。

・やさしい子

学校はよくやっている。地域でできる事は学校に協力していく。(太田会長)  
この会に参加して、本校の教育の理解ができた。広めていきたい。(中根委員)  
子供と視線を合わせて、忙しい中でも一生懸命生活したい。(平野委員)

・かしこい子

先生方の一生懸命さがよく分かった。学校と地域との連携の深まりに努めていきたい。(渡邊委員)  
学校の学びと地域の学びの連携は大切と考えて進めていきたい。(森田委員)  
センター事業の「水曜夕方の自習遊び」など、色々な事業を前向きに考えていく。推進しながら情報交換と橋渡しをしていく。(椀オブザーバー)

・たくましい子

地域と子供の関係の深まりを願う。ボランティアの方に児童手作りの名札を付けてもらったり、感謝デーやメッセージ交流の場を設けたりして、名前を呼び合う関係が出できたらどうでしょうか。(北野谷委員)  
ボランティアをしていると、本校の教育の熱心さが分かり感謝です。(伊藤委員)

13 その他

北野谷委員から、次の申し出がされた。

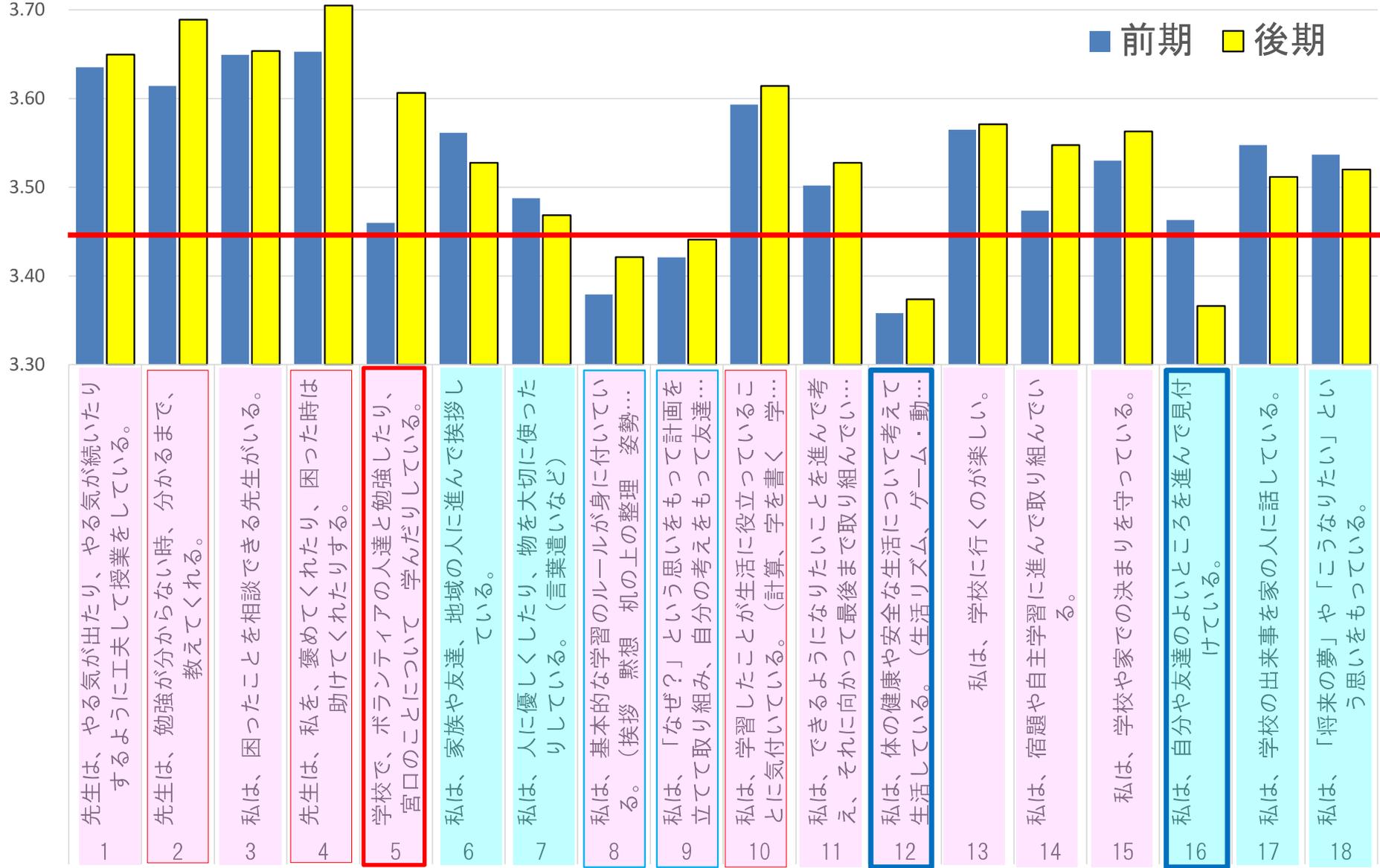
登下校について、大変危険な状況の場所があり、ボランティアの協力を得て交通整理をしている現状がある。PTAの方の旗振りの状況はどうか。皆さんと情報共有、御意見をいただきたい、との申し出がされ、下記のご意見をいただいた。

- ・現状を知らせ、時速30Km制限の規則を市に陳情したらどうか。
- ・見守りの保護者とボランティアの方+交番+・・・チームで子供の安全を確保する。

14 連絡事項

- (1) 委員の皆さんには令和7年度学校運営委員会自己評価表とチェックシートの協力の依頼があった。
- (2) 第4回学校運営協議会(2月17日(火))を予定しており、議長につきましては、名簿順で森田委員への依頼があった。

## 児童自己評価 前期・後期比較



# 令和7年度 後期 生活ふり返りアンケート 【保護者用】

1 がくねんに ○をつけましょう。

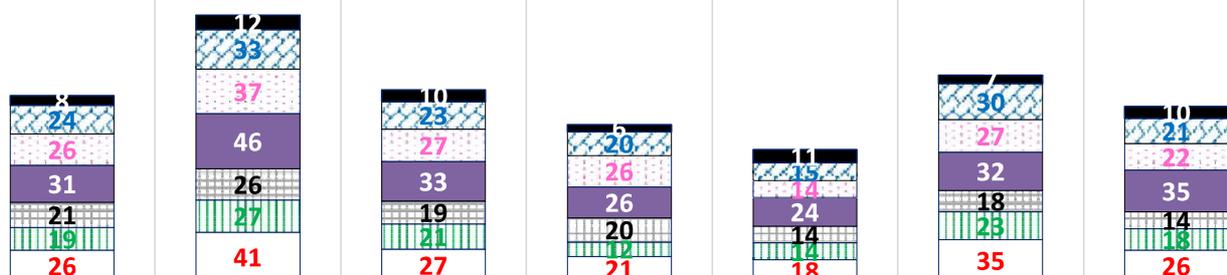
ほごしゃ じっげん ど ぜんたい  
保護者実現度 (全体)

2 したの こうもくに ついて、4だんかいから あてはまるものを えらんで ○を つけましょう。

ふりかえり こうもく		そうおもう	だいたい そうおもう	あまりそう おもわない	そう おもわない	肯定 回答	平均値	1学期	比較
1	学校は、お子さんのやる気が出たり、続いたりするように工夫して授業をしている。	35.2%	56.5%	7.5%	0.8%	91.7%	3.3	3.3	=
2	学校は、お子さんが分かりやすくなるように工夫して授業をしている。	32.0%	60.5%	6.7%	0.8%	92.5%	3.2	3.3	▼
3	学校は、面談や教育相談が充実し、相談しやすい。	30.8%	54.9%	13.0%	1.2%	85.8%	3.2	3.3	▼
4	学校は、学習ボランティア・地域の資源を活用した活動に積極的に取り組んでいる。	33.2%	60.1%	6.7%	0.0%	93.3%	3.3	3.3	=
5	お子さんは、家族や友達、地域の人に進んで挨拶している。	26.5%	53.4%	17.8%	2.4%	79.8%	3.0	3.1	▼
6	お子さんは、優しく人・物にかかわれている。	22.5%	62.8%	13.4%	1.2%	85.4%	3.1	3.0	△
7	お子さんは、基本的な学習のルールが身に付いている。(学習する時間帯、机上の整理等)	14.2%	51.4%	31.6%	2.8%	65.6%	2.8	2.9	▼
8	お子さんは、課題に対して見通しをもつ(計画を立てて取り組む)とともに、自分の考えをもって、友達と学び合うことで考えを深めている。	12.6%	49.4%	34.8%	3.2%	62.1%	2.7	2.7	=
9	お子さんは、学習したことが生活で役に立っていることに気付いている。(例：買い物の計算、手紙の書き方等)	26.1%	56.5%	16.2%	1.2%	82.6%	3.1	3.0	△
10	お子さんは、できるようになりたいことを進んで考え、それに向かって最後まで取り組んでいる。	17.4%	54.9%	25.7%	2.0%	72.3%	2.9	2.9	=
11	お子さんは、家庭で体の健康や安全な生活について考えて行動している。(生活リズム、食生活、ゲーム等)	13.8%	47.4%	34.8%	4.0%	61.3%	2.7	2.8	▼
12	お子さんは、学校に行くのを楽しんでいる。	40.7%	46.2%	9.9%	3.2%	87.0%	3.2	3.3	▼
13	お子さんは、家庭学習に進んで取り組んでいる。	17.0%	52.6%	25.3%	5.1%	69.6%	2.8	2.9	▼
14	お子さんは家庭での決まりを守っている。	18.2%	65.2%	15.8%	0.8%	83.4%	3.0	3.0	=
15	お子さんは、自分や友達のよさを見付けられている。	25.7%	62.8%	11.1%	0.4%	88.5%	3.1	3.1	=
16	私は、学校での出来事について、子供とよく話をしている。	34.4%	55.7%	9.9%	0.0%	90.1%	3.2	3.2	=

## 保護者が重要と考える項目

□ 1年 □ 2年 □ 3年 ■ 4年 □ 5年 □ 6年 ■ 発達



進んで挨拶ができる

人や物に優しくかわれる

基本的な学習のルールへの定着

見通しをもつ、自分の考えを深める話し合い

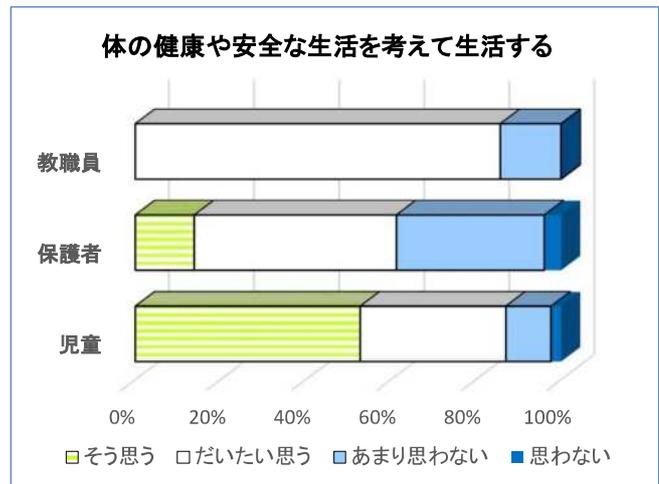
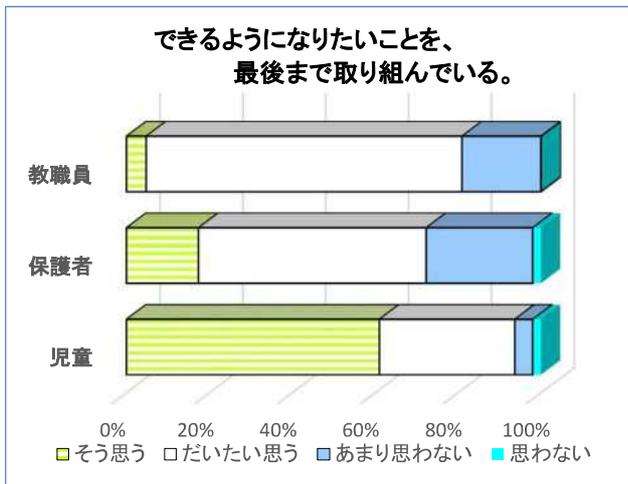
学習したことが生活に役立つ

できるだけよいことに向けて取り組む

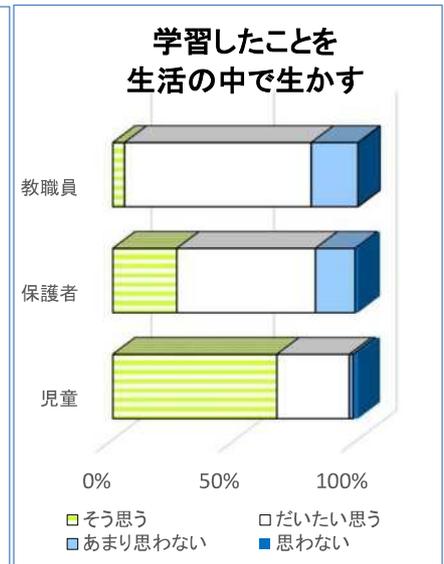
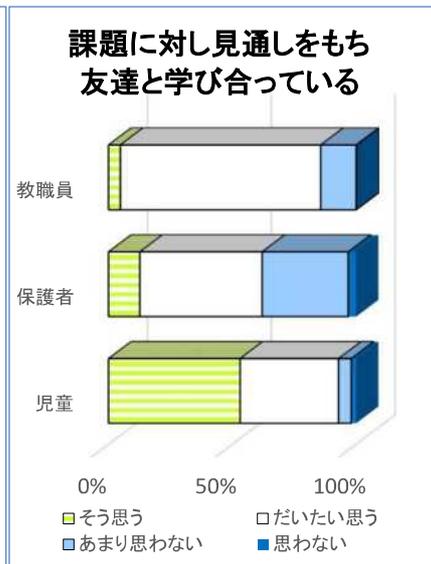
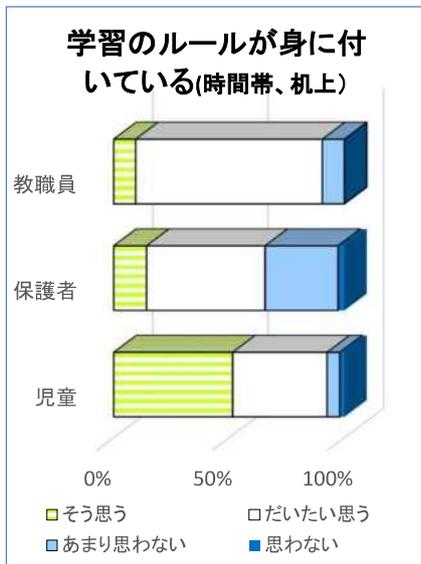
健康や安全な生活を考えて行動する

# 令和7年度 後期 7項目3者の実現度比較

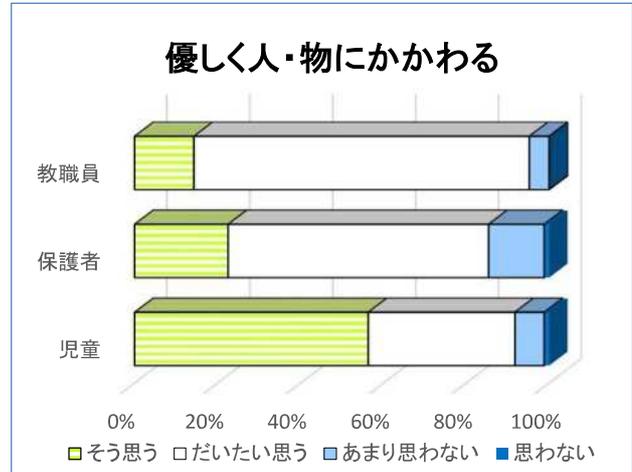
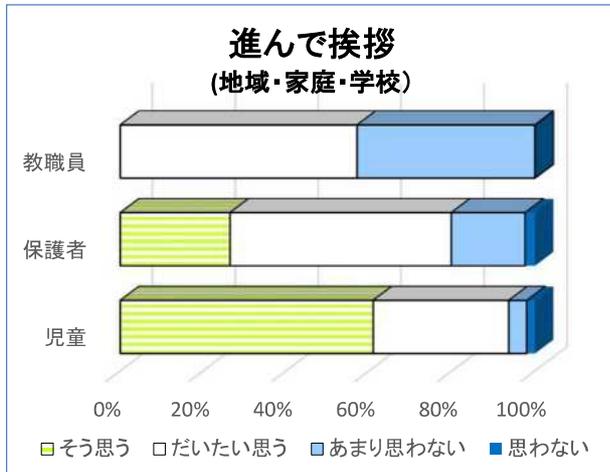
## ☆やさしい子☆



## ☆かしこい子☆



## ☆たくましい子☆



令和7年度  
第4回学校運営協議会  
資料

◆令和8年度の児童数（2/17現在）

	男子	女子	合計	クラス数計
1年	19	18	37	2
2年	22	23	45	2
3年	17	21	38	2
4年	21	17	38	2
5年	25	31	56	2
6年	30	22	52	2
わかば	4	4	8	1
なかよし	4	1	5	1
合計	142	137	279	14

8年度 学校運営の基本方針について

R7.10.25(土) 第3回学校運営協議会のフレームワークより  
『学校の「強み」「弱み」を次年度にどう生かすか』



学校内外の環境分析手法「SWOT分析」



### 【強み:Strength】～さらなる飛躍の原動力～



**児童の対人関係能力と特性**

- 人懐っこく笑顔の児童が多く、豊かな個性を持つ
- 互いの個性を認め合い、受け入れる土壌



**学習習慣・意欲・定着度**

- 授業開始時の熱意や挨拶など、学習規律が確立
- ルールを守り、目的に向かって正しく活用できるICT活用能力
- 行事など明確な目標に対し、高い集中力と行動力を発揮



**教職員・組織の特性**

- 専門性の高い教員による安定した指導体制
- 地域が関わりやすい開放的な風土

### 【弱み:Weakness】～重点的に指導・支援すべき課題～



**コミュニケーションと言葉遣い**

- 自分の考えを「自分の言葉」で伝える表現力の不足
- 時と場に応じた言葉遣い（「です・ます」体など）への課題



**主体性・自発性の弱さ**

- 失敗を恐れ、「決まった型」がないと動けない受動的な姿勢
- 「自分たちで学校を良くしよう」という当事者意識の希薄さ



**生活習慣・健康**

- 朝食、好き嫌い、夜更かしなど、食と生活リズムの乱れ
- 宿や部活の持ち方の未定着、突発的な出来事への弱さ

### 【機会:Opportunity】～活かすべき追い風～



**地域の協力・支援体制の充実**

- 学校に対し非常に協力的な地域・保護者の姿勢
- 見守りや読み聞かせなど、活発なボランティア活動が教育を支援



**地域の結び付きと資源の豊富さ**

- 祭り、歴史ある街並み、農家（特・梨）など、体験学習に活かせる豊かな学習材
- 地域の方々と子どもたちが共に学び合う「共育」の場の存在

### 【脅威:Threat】～備えるべき外部のリスクと課題～



**通学および安全性の問題**

- 通学環境の厳しさ：遠距離通学、歩道の少なさ、暗い道、交通量増加、池の存在
- 学区内に公園が少なく、子どもたちの自由な遊び場が制限



**家庭・社会環境に関する懸念**

- 家庭でのSNS利用規約理解など、情報モラルへの懸念
- 不登校傾向の児童に対し、家庭側の登校への働きかけが弱いと感じられるケース

### 私たちが育むべき「特色」：強みと機会を掛け合わせ、独自の価値を創造する

**特色1：温かい人間性と地域共育の推進**

【強み】  
児童の豊かな個性と対人関係能力

+

【機会】  
地域・保護者の協力体制、共育の場

→ 戦略：  
この相乗効果を最大化し、人間性豊かな児童を地域と共に育む。

**特色2：安定した学習基盤と地域資源の活用**

【強み】  
学習規律の定着・ICT活用能力

+

【機会】  
祭りや農産品など豊富な地域学習材

→ 戦略：  
ICTと地域資源を融合させ、体験学習を深化させる。

### 私たちが乗り越えるべき「課題」：弱みと脅威が重なる、最優先領域

**課題1：表現力と自発性の育成不足**

W

T

【弱み】自分の言葉で伝えられない「表現力の不足」や、失敗を恐れる「受動的な姿勢」が、児童の将来的な成長を阻害する根本的な課題となっている。

**課題2：安全確保と生活習慣の確立**

W

T

【弱み】朝食や夜更かしといった「食と生活リズム」の乱れ

【脅威】歩道の少なさや交通量増加など「通学環境の厳しさ」

→ 課題：児童の心身の安全という、学びの前提となる基盤が揺らんでいる。

**重点課題の深掘り：「受動的な姿勢」から「主体的な学び」への転換**

現状の課題



- 「決まった型」がないと動けない
- 失敗を恐れてチャレンジしない
- 「自分たちで学校を良くしよう」という当事者意識の希薄さ

➔

目指す姿



- 自ら問いを立て、探求する学習者
- 失敗を恐れず、粘り強く挑戦する姿勢
- 学校生活の主人公としての当事者意識

**私たちの戦略的針路：2つの柱**

**Pillar 1: 特色を伸ばす**

行動方針: 地域との「共育」を核として、児童の豊かな人間性と探求心を育成する。

#豊かなゆとり #ICT活用 #地域資源 #体験学習

**Pillar 2: 課題を克服する**

行動方針: 「主体性の育成」と「安全・健康の確保」を最優先とし、児童の心身の土台作りを徹底する。

#表現力 #自発性 #安全確保 #生活習慣

**8年度の具体的な方針**

◆学校教育目標

**自ら考え みがき合う子**

「自ら考え」とは、「主体性」  
⇒学習課題に対して主体的に取り組んだり、学級や学校の課題を自分事として考え、行動したりすること

「みがき合う」とは、「協働性」  
⇒対話によって、自分の考えが広がり深まったりすることであり、他者と協働することで、自分だけでは解決できそうもない問題の解決策を共に考えたり、創造したりすること



**8年度の学校経営方針**

◆キャリア教育

**よいよいじぶんになるために**

**かかわる力**

他者・仲間と関わりあうことで、相手の立場を思いやり理解し、協力しあう力を育む。

**みつめる力**

他者や社会、周りの人の長所や短所、強みや弱みを認め、自分の長所や短所を客観的に見つめ、成長の機会を捉える。

**チャレンジ力**

他者、社会、環境などとの対峙に挑戦する力を、心身の健康を基盤として、自ら主体的に挑戦する。

**つなげる力**

他者や社会、仲間とつながり、互いの長所や短所を認め、協力しあう力を育む。

[高学年用]



**8年度の学校経営方針**

◆目指す子供像

■徳「やさしい子」  
人との関わりを自分ごととして焦点化  
自ら関わりをもち、相手の気持ちを考え、行動する子

■知「かしこい子」  
「行動」からさらに「表現する」ことへバージョンアップ  
自ら関わり、感じ、考え、表現する子

■体「たくましい子」  
命を大切に、健やかな体づくりに取り組む子  
キャリア教育の場面から心身の健康と向上へ



**8年度の学校経営方針**

◆重点目標（行動目標）

■徳「やさしい子」

- 時と場に合った挨拶をしている。
- 温かな言葉遣いをしている。
- 人やものにやさしく関わって生活している。



### 8年度の学校経営方針

◆重点目標（行動目標）

■知「かしこい子」  
○学習の基礎・基本を身に付けている。

○問いをもち、見通しをもって考え、友達と追究している。

○学びを生活に生かし適切に表現している。



### 8年度の学校経営方針

◆重点目標（行動目標）

■体「たくましい子」  
○生活習慣を整え、健やかな体をつくらうとしている。

○目標に挑み、体力を向上しようとしている。

○危険を予測し、命を守るための行動をしている。



### 8年度の学校経営方針

◆ステージ制ロードマップ




### 8年度の学校経営方針

◆目指す学校像

だれもが安心できる温かで魅力ある学校

～子供、職員、保護者、地域にとって～




### 8年度の学校経営方針

◆家庭や地域等との連携

「家庭・地域・関係機関」

- ・PTA、メロコイ、あらっご座連隊
- ・各自治会、地域安全推進委員
- ・民生委員児童委員、社協
- ・まちおこしの会 etc

学校運営協議会

よりよい学校教育を通して  
よりよい社会を創る



◆教育推進にあたって

- ・授業改善（主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び）  
自分ごとの学びに（問いと探究的な学び）
- ・教育DX（チュースク活用、PC持ち帰り、AIドリル）
- ・発達支援教育の充実…SC、SSW、医療機関との連携
- ・いじめの予防（心の健全な育成、予防、早期発見、早期対応）  
と保護者との連携強化（対応方針の理解と協力要請）
- ・SNS等情報端末の扱いについての保護者啓発
- ・安全教育（実行性のある防災教育）…簡易トイレ購入
- ・コミュニティ・スクール（学校支援）
- ・働き方改革と働きがい改革の推進（業務時間内での対応ほか）  
（業務開始8:00～終了16:30 電話…18:00、さくら連絡網）

**NEW** 「業務量管理・健康確保措置」を基本方針に位置付け、学校運営協議会に承認を得る

- 国は…  
令和7年6月に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、第7条『文部科学大臣は、教育職員の業務量の適切な管理等のために指針を策定しなければならない』を受け、各教育行政に対し、指針の策定が法律上義務付けるよう指示
- 浜松市は…  
令和8年3月までに「業務量管理・健康確保措置実行計画」を策定
- 各学校は…  
「業務量管理・健康確保措置」に関する内容を基本方針に位置付ける

学校と教員の業務の3分冊

教員が教壇を歩くには様々な機会に直面します。指導員や教員自身の心、心身を鍛え、それぞれの場における業務の仕掛けについて、体系的に対応するための業務管理・健康確保措置を実行に移す。学校は、学校運営協議会毎の議決を経て、優先順位を定めたうえで、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、他校・各校との議論を踏まえて、業務を不偏にすすめていく。

学校以外で業務に携わった業務

- 1 教壇以外の場における業務
- 2 指導員としての業務
- 3 学校運営協議会の運営・管理（公費化等）
- 4 地域学校連携活動の推進等
- 5 保護者からの苦情や不登校児童等の対応
- 6 関係機関との連携
- 7 関係機関との連携
- 8 関係機関との連携
- 9 関係機関との連携
- 10 関係機関との連携
- 11 関係機関との連携
- 12 関係機関との連携
- 13 関係機関との連携
- 14 関係機関との連携
- 15 関係機関との連携
- 16 関係機関との連携
- 17 関係機関との連携
- 18 関係機関との連携
- 19 関係機関との連携
- 20 関係機関との連携
- 21 関係機関との連携
- 22 関係機関との連携
- 23 関係機関との連携
- 24 関係機関との連携
- 25 関係機関との連携
- 26 関係機関との連携
- 27 関係機関との連携
- 28 関係機関との連携
- 29 関係機関との連携
- 30 関係機関との連携
- 31 関係機関との連携
- 32 関係機関との連携
- 33 関係機関との連携
- 34 関係機関との連携
- 35 関係機関との連携
- 36 関係機関との連携
- 37 関係機関との連携
- 38 関係機関との連携
- 39 関係機関との連携
- 40 関係機関との連携
- 41 関係機関との連携
- 42 関係機関との連携
- 43 関係機関との連携
- 44 関係機関との連携
- 45 関係機関との連携
- 46 関係機関との連携
- 47 関係機関との連携
- 48 関係機関との連携
- 49 関係機関との連携
- 50 関係機関との連携

以下の行為は「**スマホ・タブレット**」を扱う場合、禁止されています。

長時間作業  
長時間作業は、視力低下や腰痛の原因となります。作業時は、1時間ごとに5分程度の休憩をとり、目を休ませ、体を動かすことが大切です。

持ち回りのルール  
持ち回りのルールを定めて、作業の進捗を管理し、責任を明確にします。

大声・暴言・威嚇  
作業中は、大声や暴言、威嚇などの行為は禁止されています。作業中は、静かに作業を進め、お互いを尊重することが大切です。

許可の無い撮影  
作業中は、許可の無い撮影は禁止されています。作業中は、許可の無い撮影は禁止されています。

※以上を踏まえて、このルールを守り、安全かつ効率的に作業を進め、業務の遂行をお願いします。実施をより良くするための取り組み、定例に能力を磨きます。

※ 監修

スマホ・タブレット作業のルール

1 作業の効率化  
作業の効率化を図るため、作業内容の整理や、作業の優先順位を明確にします。また、作業の進捗を管理し、責任を明確にします。

2 スマホ・タブレットの管理・整備  
スマホ・タブレットの管理・整備を行うため、作業中は、スマホ・タブレットの充電を確保し、作業の進捗を管理し、責任を明確にします。

3 スマホ・タブレットの活用  
スマホ・タブレットを活用するため、作業中は、スマホ・タブレットの活用を促進し、作業の進捗を管理し、責任を明確にします。

4 作業の安全確保  
作業の安全確保を図るため、作業中は、作業の安全確保を徹底し、作業の進捗を管理し、責任を明確にします。

5 作業の効率化  
作業の効率化を図るため、作業内容の整理や、作業の優先順位を明確にします。また、作業の進捗を管理し、責任を明確にします。

静岡県教育委員会は…

学校における業務改善プラン（業務量管理・健康確保措置実行計画）の概要

1 業務改善の目的  
業務改善の目的は、業務量の適切な管理と、教員の健康確保の促進です。

2 業務改善の範囲  
業務改善の範囲は、業務量の適切な管理と、教員の健康確保の促進です。

3 業務改善の推進体制  
業務改善の推進体制は、業務量の適切な管理と、教員の健康確保の促進です。

4 業務改善の実施計画  
業務改善の実施計画は、業務量の適切な管理と、教員の健康確保の促進です。

5 業務改善の評価  
業務改善の評価は、業務量の適切な管理と、教員の健康確保の促進です。

―― 豊玉小学校業務改善プラン01 ――

<業務の効率化>

- 業務のペーパーレス化推進（さくら連絡網）
- 生成AIを活用した文書作成業務等の効率化効率化（Gemini, NotebookLM, CanvaAI）
- デジタル学習環境の活用強化（タブレットPC）

<業務の適正化>

- 職員個々の専門性・得意分野を生かした組織運営（教科担任制、分業分担）
- 地域、保護者、各種団体・企業等との連携による外部人材の支援的参画を要請（見守り支援、連絡員支援、交通・防犯安全支援等）
- 生徒指導、発達支援、家庭支援に関する関係機関との連携（教育委員会、SC、SSW、医療機関、児童相談所、家庭児童相談室、警察等）
- 定時退庁日、定時退庁時間等の設定・周知
- 学校行事の精選・統合（教育方針との整合性、授業時間の確保）
- 1日及び1週間当たりの授業時数の平準化（土曜日授業の見直し）
- 担当授業時数の適正化（経験や個人の状況を考慮）

<就業時間の適正化>

- 時間外在校等時間を月45時間以下に目標設定（日算2時間余）
- 日課表の見直し（業務量と必要時間を考慮、休憩時間45分の確保）
- 勤務時間の周知（平日は8:00から16:30まで、土日祝日は週休日）
- データワークの確保と業務の断片化の解消（児童Classroom、Meet、保護者さくら連絡網）
- 勤務時間外における電話の自動着声対応（18:00から17:30と段階的に）
- 電話録音機能利用による業務の効率化（勤務電話対策、長時間通話の防止）
- 通信の確保確保・管理
- 担任以外の職員への対応の理解・協力要請（学年目標推進強化、さくら連絡網活用）
- 長期休業中の休暇取得促進（開庁日の見直し）
- 年次有給休暇取得の促進（5日以上、家族との時間確保、心身の健康維持・管理）

子供たちの笑顔  
希望あふれる未来のために

## 鹿玉小学校業務改善プラン01

### <業務の効率化>

- 校務のペーパーレス化推進（T-Port 掲示板、Googledrive 活用、さくら連絡網）
- 生成 A I を活用した文書作成業務等の簡素化・効率化（Gemini、NotebookLM、CanvaAI）
- デジタル学習基盤の活用強化（タブレット P C、GoogleWorkspace、ミライシード、Canva）

### <業務内容の適正化>

- 職員個々の専門性・得意分野を生かした組織運営（教科担任制、分掌分担）
- 地域、保護者、各種団体・企業等との連携による外部人材の支援的参画を要請（学習支援、見守り支援、連絡調整支援、交通・防犯安全支援等）
- 生徒指導、発達支援、家庭支援に関する関係機関との連携（教育委員会、SC、SSW、医療機関、児童相談所、家庭児童相談室、警察等）
- 定時退庁日、定時退庁週間等の設定・周知（年間行事、月行事）

### <業務量の適正化>

- 学校行事の精選・統合（教育方針との整合性、授業時間の確保）
- 1日及び1週間当たりの授業時数の平準化（土曜日授業の見直し）
- 担当授業時数の適正化（経験や個人の状況を考慮）

### <就業時間の適正化>

- 時間外在校等時間を月 45 時間以下に目標設定（日換算 2 時間余）
- 日課表の見直し（業務量と必要時間を考慮、休憩時間『45 分』の確保）
- 勤務時間の周知（平日は 8:00 から 16:30 まで、土日祝日は週休日）

### <ディープワークの確保と業務の断片化の解消>

- 家庭連絡等の I C T 活用（児童：Classroom、Meet、保護者：さくら連絡網）
- 勤務時間外における電話の自動音声対応（18:00 から 17:30 と段階的に）
- 電話録音機能利用による業務の効率化（勧誘電話対策、長時間通話の防止）

### <職員の健康維持・管理>

- 担任以外の職員の対応の理解・協力要請（学年団組織連携強化、さくら連絡網活用）
- 長期休業中の休暇取得促進（閉庁日の見直し）
- 年次有給休暇取得の促進（5 日以上、家族との時間確保、心身の健康維持・管理）

# 浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針

浜松市立麓玉小学校  
(R7. 2. 26 改訂版)

## 浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	7
	(1)麓玉小年間指導計画	7
	(2)いじめの未然防止	8
	(3)いじめの早期発見	9
	(4)いじめに対する措置	10
	(5)関係機関との連携	11
	(6)学校における教育相談体制の整備	11
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	11
	(8)いじめが「解消している」状態	12
	(9)「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	12
3	地域や家庭の役割	12
	(1)地域の役割	12
	(2)家庭の役割	12

第3 重大事態への対処.....	13
1 重大事態の意味 .....	13
(1)生命心身財産重大事態 .....	13
(2)不登校重大事態.....	13
(3)子供や保護者からの申立て .....	13
2 重大事態の調査組織.....	13
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	14
4 調査結果の提供及び報告 .....	14
5 その他の留意事項.....	14

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

### 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇氣をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

### (3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立亀玉小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立亀玉小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

# 1 いじめの防止等のための組織

## (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
  - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任
  - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
  - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

## (2)いじめの防止等における教職員の役割

### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

### ②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立亀玉小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導主任 : いじめ対策コーディネーター(兼任の場合もある)と連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 子供の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任 : 子供の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター : 発達支援の視点から、子供の気になる表れを報告したり、他の教職員

の相談に乗ったりする。

ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。

コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

## 2 いじめの防止等に関する取組

### (1) 鹿玉小年間指導計画

◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	◆いじめ対策委員会① ・基本方針・組織の確認 ・子供理解 <input type="checkbox"/> 始業式・入学式 <input type="checkbox"/> 学級開き ・人間関係作り (GE) ・1 年間のめあて (CP) ・いじめの定義、絶対に許されないこと ◆○学校運営協議会 ○家庭確認、参観会 <input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 道徳 (友情・信頼) <input type="checkbox"/> 学活 (学級目標の設定) ◆いじめ対策委員会② ◆提案授業、授業改善と いじめの未然防止	夏季休業	◆校内研修 ・1, 2 学期の取組について ・子供の特性の理解と適切な支援 (発達・外国人等) ・事例検討 ○さくら連絡網を使った子供の様子の確認 <input type="checkbox"/> 2 学期授業開き ・人間関係作り (GE) ・はままつマナー <input type="checkbox"/> 学活 前期の振り返り (CP) ◆いじめ対策委員会⑤ ◆授業研究、個別最適な学び	1	<input type="checkbox"/> 3 学期授業開き ・人間関係作り (GE) ・はままつマナー <input type="checkbox"/> 道徳 (公正・公平) ◆いじめ対策委員会⑨ ・基本方針の改定 <input type="checkbox"/> はあとチェック
5	◆○学校運営協議会 ○家庭確認、参観会 <input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 道徳 (友情・信頼) <input type="checkbox"/> 学活 (学級目標の設定) ◆いじめ対策委員会② ◆提案授業、授業改善と いじめの未然防止 <input type="checkbox"/> ○スポーツフェスティバル <input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 児童会活動	9	<input type="checkbox"/> 2 学期授業開き ・人間関係作り (GE) ・はままつマナー <input type="checkbox"/> 学活 前期の振り返り (CP) ◆いじめ対策委員会⑤ ◆授業研究、個別最適な学び <input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 特技発表会 <input type="checkbox"/> 参観会 <input type="checkbox"/> はあとチェック	2	◆いじめ対策委員会⑩ ◆次年度年間指導計画の作成 <input type="checkbox"/> あらっこ参観会 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 道徳 (感謝) <input type="checkbox"/> 6 年生を送る会 ◆いじめ対策委員会⑪ ・次年度への申し送り事項の確認 <input type="checkbox"/> こ保幼小連絡協議会 <input type="checkbox"/> 小中連絡協議会 <input type="checkbox"/> 学活 ・年間の振り返り (CP)
6	<input type="checkbox"/> ○スポーツフェスティバル <input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 児童会活動 ・いじめについて考える <u>月間</u> <input type="checkbox"/> はままつマナー ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 <input type="checkbox"/> 道徳 (相互理解、寛容 生命尊重、【いじめ】) ◆いじめ対策委員会③ <input type="checkbox"/> 参観会・懇談会 ・いじめ未然防止、早期解決のための家庭の役割 <input type="checkbox"/> はままついじめアンケート <input type="checkbox"/> 林間学校	10	<input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 特技発表会 <input type="checkbox"/> 参観会 <input type="checkbox"/> はあとチェック ◆いじめ対策委員会⑥ <input type="checkbox"/> 修学旅行・校外行事 <input type="checkbox"/> 道徳 (思いやり) <input type="checkbox"/> 温かい言葉掛け (えんタイム) <input type="checkbox"/> はままついじめアンケート ◆いじめ対策委員会⑦ ◆教育相談、カウンセリングマインド <input type="checkbox"/> 学活 ・2 学期の振り返り <input type="checkbox"/> はあとチェック ◆いじめ対策委員会⑧	3	<input type="checkbox"/> 道徳 (感謝) <input type="checkbox"/> 6 年生を送る会 ◆いじめ対策委員会⑪ ・次年度への申し送り事項の確認 <input type="checkbox"/> こ保幼小連絡協議会 <input type="checkbox"/> 小中連絡協議会 <input type="checkbox"/> 学活 ・年間の振り返り (CP)
7	<input type="checkbox"/> ○スポーツフェスティバル <input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 児童会活動 ・いじめについて考える <u>月間</u> <input type="checkbox"/> はままつマナー ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 <input type="checkbox"/> 道徳 (相互理解、寛容 生命尊重、【いじめ】) ◆いじめ対策委員会③ <input type="checkbox"/> 参観会・懇談会 ・いじめ未然防止、早期解決のための家庭の役割 <input type="checkbox"/> はままついじめアンケート <input type="checkbox"/> 林間学校 <input type="checkbox"/> 学活 (情報モラル) <input type="checkbox"/> 学活・1 学期の振り返り <input type="checkbox"/> 三者面談 ◆いじめ対策委員会④ ・本校のいじめの傾向について	11	<input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 特技発表会 <input type="checkbox"/> 参観会 <input type="checkbox"/> はあとチェック ◆いじめ対策委員会⑥ <input type="checkbox"/> 修学旅行・校外行事 <input type="checkbox"/> 道徳 (思いやり) <input type="checkbox"/> 温かい言葉掛け (えんタイム) <input type="checkbox"/> はままついじめアンケート ◆いじめ対策委員会⑦ ◆教育相談、カウンセリングマインド <input type="checkbox"/> 学活 ・2 学期の振り返り <input type="checkbox"/> はあとチェック ◆いじめ対策委員会⑧		<input type="checkbox"/> 道徳 (感謝) <input type="checkbox"/> 6 年生を送る会 ◆いじめ対策委員会⑪ ・次年度への申し送り事項の確認 <input type="checkbox"/> こ保幼小連絡協議会 <input type="checkbox"/> 小中連絡協議会 <input type="checkbox"/> 学活 ・年間の振り返り (CP)
		12	<input type="checkbox"/> はあとチェック <input type="checkbox"/> 特技発表会 <input type="checkbox"/> 参観会 <input type="checkbox"/> はあとチェック ◆いじめ対策委員会⑥ <input type="checkbox"/> 修学旅行・校外行事 <input type="checkbox"/> 道徳 (思いやり) <input type="checkbox"/> 温かい言葉掛け (えんタイム) <input type="checkbox"/> はままついじめアンケート ◆いじめ対策委員会⑦ ◆教育相談、カウンセリングマインド <input type="checkbox"/> 学活 ・2 学期の振り返り <input type="checkbox"/> はあとチェック ◆いじめ対策委員会⑧		<input type="checkbox"/> 道徳 (感謝) <input type="checkbox"/> 6 年生を送る会 ◆いじめ対策委員会⑪ ・次年度への申し送り事項の確認 <input type="checkbox"/> こ保幼小連絡協議会 <input type="checkbox"/> 小中連絡協議会 <input type="checkbox"/> 学活 ・年間の振り返り (CP)

〔年間〕  
 ・授業のルールについて子供と話し合い、話し合ったルールについて徹底する。  
 ・朝の会や帰りの会で、「よいこと見つけ」等の取組を行う。  
 ・縦割り活動等での異学年交流を積極的に行う。  
 ・個別最適な学びの実現に向けた授業研究を行う。

※GE : 構成的グループエンカウンター ※CP : キャリア・パスポート

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「自ら考え みがき合う子」の具現化を目指し、「時と場に合った挨拶ができる」と「温かな言葉遣いができる」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

「道徳」授業でいじめに関連する内容項目を扱う  
 「学級活動」でいじめについて話し合う

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立鹿玉小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。

4,5月	学級活動での学級目標の設定、いじめの定義や許されないことの確認
6月	「いじめや命について考える月間」(道徳科で命やいじめについて取り上げる)
6月	「はままつマナー」を活用した言葉遣いの確認

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団作り。

年間	学級や学年における授業のルールについての子供による話し合い
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
4月	学級活動において1年間のめあてを設定(キャリア・パスポート)
5月	スポーツフェスティバルを通じた集団作り
5月	授業研究と事後研修(主体的・対話的で深い学びと自己指導能力)
6月	林間学校を通しての集団づくり
11月	修学旅行を通しての集団づくり
学年末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実

4月	「はままつマナー」を活用した振り返り
5月	「友情・信頼」をテーマにした道徳科の授業とスポーツフェスティバルの実施
6月	「相互理解・寛容、生命尊重」（いじめ）をテーマにした道徳科の授業
1月	「公正・公平」をテーマにした道徳科の授業
2月	あらっこ参観会
3月	「感謝」をテーマにした道徳科の授業と児童集会、学校行事等の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
年間	多様性の理解に向けた縦割り活動や学校行事の実施
6月	「いじめや命について考える月間」（道徳科で命やいじめについて取り上げる）
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
年間	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」の取組
学期始	「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成
6月	「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

#### ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：毎月1回（「はまついいじめアンケート」を含む）

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

#### イ 実施方法・検証

・進め方について、いじめ対策コーディネーターから説明する。

・学校で実施する。

・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について、臨時いじめ対策委員会（基本的に校

長、教頭、いじめ対策コーディネーター、学年主任、担任、関係職員)が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：1学期末は全員実施する。  
2学期末及び年度末は必要に応じて実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

#### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

○教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。

○教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。

○「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。

○いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の

生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

## (5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

## (6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

## (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立亀玉小学校いじめ防止基本方針」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内で周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

## (8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

## (9)「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立麓玉小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

## 3 地域や家庭の役割

### (1)地域の役割

いじめの未然防止や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。家庭や学校運営協議会、地域の関係団体との連携を促進したり、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等との組織的な連携・協働ができるような体制を構築したりする。

### (2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報する等適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。

○子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

- ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む等、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応します。

#### 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

##### (1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

##### (2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

##### (3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

#### 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チーム

の助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

### **3 事実関係を明確にするための調査の実施**

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

### **4 調査結果の提供及び報告**

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

### **5 その他の留意事項**

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

(様式1)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立( 亀玉小 ) 学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・今年度の活動を更に充実、発展させる。もっとたくさんの保護者や地域に浸透させるため、どこに向けて発信するのかを明確にし、学校教育について熟議していることをより多くの方に知ってもらう。
- ・学校とコーディネーターと各委員との連携を更に深めていく必要もある。
- ・地域の人々の輪を広げていきたい。ボランティアに参加する事によって学校への理解が深まり、親同士や世代をこえた交流も増え、学校、家庭、地域のつながりが深くなるため、ボランティアへの参加を呼び掛けていきたい。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- ・校長先生から丁寧な説明があり、不明点や疑問点についても質問がなされ、理解することができた。
- ・目指す子供像や重点目標がわかりやすい資料と校長の説明からよく理解でき、更にグループ討議でざっくばらんに意見交換ができた。
- ・学校運営の基本方針について分かりやすい説明をいただき学校運営協議会で熟議することができた。
- ・学校の先生方の御説明とともに、資料が解りやすく整理されており、よく理解した上での活動につながられた。
- ・学校における子供たちの成長を考え、意見交換が交わされたと思う。
- ・毎回とても丁寧に説明して頂き、先生たちの思いが伝わってきた。自身の経験と合わせながら意見させて頂くことが出来たと感じる。
- ・協議内容の理解に努めながら参加したが、十分に意見を述べるまでには至らなかった。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・教育活動への進捗状況報告や教職員も含めたワークショップによる意見交換など充実した活動が行われた。また、地域の方々が学校内外で見守っていただいている様子が伺われて良かった。
- ・各学年の担当の先生方から率直な意見・要望があり、委員からも何とか応えたいという気持ちがぶつかり合い良い議論ができた。
- ・学校教育活動の充実に繋がる協議がじっくりできたことにより、学校、家庭、地域の連携ができた。学校支援活動への協力、参加することによって家庭（保護者）との繋がりが深まった。
- ・先生方の思いと、運営委員としての思いを一つにして教育に対する自分達の支援策を考え、進められた。
- ・ボランティア活動の充実を図ることを確認し、地域の大人が積極的に子供に関わっていく共通認識をもてた。
- ・こちら側からの支援がなかなか十分ではなく、申し訳なかったが、学校側の説明や先生たちの思いに対しての話し合いは出来たと考える。
- ・熟議という点では受け身となったものの、認識を共有することができた。

### <評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・学校だよりへの掲載は、保護者への周知は行えたと思うが、地域への情報発信への誘導が十分ではなかった。
- ・保護者に対する発信はなされていると思うが、地域内住民に対してはどうかと問われると疑問符がつくのではないかと。努力と工夫が必要と思われる。
- ・学校のHPや学校だより他、丁寧な情報発信ができた。引き続き多くの情報発信ができるように努めていきたい。
- ・交流のある方々には、機会がある毎にお伝えした。
- ・HPへの議事録の掲載により、協議会の内容を伝えている。
- ・集会等でお話しする程度だったのもっと発信できたと思う。個別には、次期のお誘いをする中で、この協議会の「良さ」をお話することはあった。
- ・身近な人への共有は行ったが、広く情報発信するまでには至らなかった。

### <評価項目4> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・現状の取り組みを継続させる。運営委員会の活動内容や目的を、もっとたくさんの方々に発信する。
- ・学校運営の方針や教育活動の充実策の検討は重要な課題であるが、子供たちを地域で支える、育てるとはどういうことか、何が必要かも掘り下げていく必要があると考える。
- ・今後も学校、家庭、地域の繋がりを更に深めることができるような目標としたい。
- ・運営委員の任期も終わります。評議委員の時代から長い間お世話になり、ありがとうございました。今後も、地域ボランティアの一員として、子供たちの健全な成長を応援してまいります。
- ・さらにボランティア（地域の人）の輪を広げていく必要がある。  
→協働センターとの連携についても考えてはどうか。
- ・学校運営協議会を保護者に理解してもらうために、まず子供たちに知ってもらうことが大切だと考える。（委員が参観させてもらう時がありますが、子供たちは「誰だろう」と思っていると思います。「学校運営協議会の人」を身近に感じてもらいたいです。）
- ・私は単年ですが、2年やることで深まることができると考えます。委員同士のディスカッションのような話しやすくなる方法を検討してもらえるとより良いなあと感じます!!今でも十分すばらしい協議会ですけど!!
- ・来年度も保護者として、学校の取り組み等を引き続き見守っていきたい。

## 収支決算書

住所又は所在地 浜松市浜名区宮口262

名 称 浜松市立亀玉小学校夢をはぐくむ学校づくり推進協議会

代表者氏名 代表 渡邊 剛一

浜松市立亀玉小学校夢育やらまいか事業

1 収入の部 437,000 円

2 支出の部 437,000 円

(内訳)

費目	予算額(円)	決算額(円)	算出の基礎						支出 番号	
			記号	事業内容	用途	単価	× 個数	= 小計		
報償費	30,000	40,598	イ	総合的な学習の時間の充実	講師へ配布	758	× 1	= 758	円	3
			イ	総合的な学習の時間の充実	講師謝礼	30,000	× 1	= 30,000	円	4
			イ	総合的な学習の時間の充実	講師謝礼	9,840	× 1	= 9,840	円	11
需用費	397,000	386,402	イ	授業改善	インクカートリッジ他	107,844	× 1	= 107,844	円	1
			イ	発達支援教育の充実	発達支援教育資料代	1,200	× 1	= 1,200	円	2
			イ	教科等学習支援の充実	トナーブラック他	72,160	× 1	= 72,160	円	5
			イ	教科等学習支援の充実	スタンダード普通紙他	69,674	× 1	= 69,674	円	7
			ウ	儀式的行事の充実	レターセット	4,130	× 1	= 4,130	円	10
			ウ	児童会・生徒会活動の充実	色画用紙他	52,549	× 1	= 52,549	円	12
			ク	校内環境整備の充実	切込碎石	18,000	× 1	= 18,000	円	6
			ク	栽培活動の充実	パンジー苗等	60,845	× 1	= 60,845	円	9
負担金	10,000	10,000	エ	防災・防犯教育の充実	子どもの体験型防災講座負担金	10,000	× 1	= 10,000	円	8
計	437,000	437,000								

## 3 清算

	負担額	負担割合(%)	返金額
浜松市	437,000	100.00%	0

## 令和8年度 学校運営協議会 計画（案）

